

ていこい

- ◎16日（月） 常任理事会
- ◎17日（火） きたみんカフェ
- ・領収書整理会
- ・法人学習会
- ・税金道場
- ◎18日（水） 婦人部役員会「平和学習」

- ◎19日（木） 陽気な道場
- ◎20日（金） 拡大デー
- ◎21日（土） 県青協幹事会
- ◎22日（日） 全商連総会
- ◎23日（月） 三役会

自宅療養や濃厚接触者も給付金の対象です

コロナ感染症に関する共済給付のお知らせ
未加入者にも制度を知らせ、加入につなげよう

全商連共済会は、コロナ感染症に関連して、以下のように給付金の対象を広げる措置を昨年からおこなっています。未加入者の方にも共済加入を勧めましょう。



◎対象者と給付内容

【コロナ感染者・陽性者】

自宅や宿泊施設での療養も『入院見舞金』の対象です。

【濃厚接触者】

保健所等から待機支持された方は『安静加療見舞金』の対象です。

◎請求時に必要な書類

- ①入院した場合：「入院証明書」や「入院期間の分かる領収書」などの写し。
- ②自宅等で療養した場合：保健所等からの「指示文書」「証明書」などの写し。
- ③保健所等から口頭で指示された場合：役員と事務局で聞き取りをして、「役員による確認書」を作成。

◎請求期間や免責期間について

- ・請求期間は、感染症発生時までさかのぼって請求できます。
- ・共済加入開始前にはさかのぼりませんのでご注意ください。
- ・新規加入時の『6ヶ月の免責』は、コロナ感染の『入院見舞金』については免除＝請求可能です。

今週の商工新聞
今週の商工新聞6面「読者の広場」
で、高陽支部の宗吉さんの手記が紹介されています。
あわせてご覧下さい。

申告書を預けて提出して、
まだ取りに来ていない方は
預り票を持って、民商事務所まで、
控えを取りに来て下さい。

あなたも民商共済会で、助け合いの輪に

共済会は、会員・配偶者は無条件で加入！
従業員や同居家族も入れます。申し込みお問い合わせは、支部の共済役員、又は事務局まで。

1人 1,000円/月

	民商会員とその配偶者	民商会員の「同居家族」や「従業員」
新規加入年齢	制限なし	満15歳以上、満64歳以下 『同居家族および従業員の新規加入年齢は満15歳以上満64歳以下とし、満75歳になって迎える最初の会計年度末（3月31日）まで継続できる』
加入条件	条件を問わず加入できる	効力発行時に以下の状態の人は加入できない ①入院中の人、 ②通常の学業・労務に従事することができない人 ③医師から難病の認定を受けた人

今年度の集団健診の予定

7月17日（日）、新年1月15日（日）
共済加入者は今年も、
基本健診を無料で受けられます

基本健診を無料で受けられます

◎ガン検診受診券、特定健診受診券は、
1年間なくさないよう保管しましょう

滞納・多重債務・サラ金のご相談は

『陽気な道場』へ

毎週木曜日 夜7時から

税務調査・申告・納税のご相談は

『税金道場』へ

毎月第1・3火曜日 夜7時から